

一般社団法人日本非破壊検査工業会定款

平成 23 年 11 月 16 日制定

第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 本会は、一般社団法人日本非破壊検査工業会（英文名 The Japanese Association for Non-Destructive Testing Industry。略称「JANDT」）と称する。

(事務所)

第 2 条 本会は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

第 2 章 目的及び事業

(目的)

第 3 条 本会は、非破壊検査の普及と振興を通じて、その社会的な地位と信頼性を高めるとともに、非破壊検査業並びに非破壊検査機器及び材料等の製造・販売業の健全な発展を図り、もって産業経済の発展と社会の安全・安心の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第 4 条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 非破壊検査に関する講習・セミナー等の実施
- (2) 非破壊検査に係る技術者資格認証の実施及び普及
- (3) 非破壊検査技術の高度化に関する調査、研究、開発の推進
- (4) 非破壊検査の普及・啓発等に関する施策の推進
- (5) 非破壊検査の施工要領、仕様等の作成及び標準化の推進
- (6) 国内、国外の非破壊検査関連機関、団体との交流の推進
- (7) 非破壊検査業並びに非破壊検査機器及び材料等の関連産業の経営基盤の強化に関する施策の推進
- (8) 非破壊検査等に関する調査並びに情報・資料の収集と出版・提供
- (9) 非破壊検査の法制化に関する調査研究とその推進
- (10) その他、前条の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、日本全国及び海外において行うものとする。

第 3 章 会員

(法人の構成)

第 5 条 本会に次の会員を置く。

- (1) 正会員
正会員は、本会の事業に賛同して入会を認められた非破壊検査業又は非破壊検査機器及び材料等の製造・販売事業を営む法人、又はこれらの者を構成員とする団体とする。
 - (2) 賛助会員
賛助会員は、前項に該当しない者で、本会の事業に賛同しその事業活動に協力する目的で入会を認められた法人
 - (3) 支部協力会員
支部協力会員は、正会員の支社、営業所、或いは事業所等の出先機関の役職員であって、その所在する地域において、定款第 42 条に定める支部の事業活動に協力する目的で入会を認められた者
 - (4) 学術会員
学術会員は、学識経験者であって、本会の事業に賛同しその事業活動に協力する目的で入会を認められた者
- 2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。
 - 3 会員は、本会に対してその権利を行使する 1 人の者（以下「会員代表者」という。）を定め、理事長に届け出るものとし、会員代表者を変更する場合は、速やかに別に定める変更届を理事長に提出しなければならない。
 - 4 本会は、会員の氏名又は名称及び住所を記載し、又は記録した名簿を作成する。

（入会）

第 6 条 本会の会員になろうとするものは、理事会において別に定める規則に基づいて入会申込書を理事長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

（経費の負担）

第 7 条 本会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員は、会員になったとき及び毎年、総会において別に定める規則に基づいて入会金及び会費を支払わなければならない。

（任意退会）

第 8 条 会員は、理事会が別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

（除名）

第 9 条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) 本会の定款その他の規則に違反したとき。
 - (2) 本会の名誉を傷つけ、又は本会の目的に反する行為をしたとき。
 - (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。
- 2 前項の規定により会員を除名する場合は、当該会員に対し、除名の決議を行う総会の日の 1 週間前までに通知するとともに、当該総会において弁明する機会を与えなければならない。

（会員資格の喪失）

第 10 条 会員は、前 2 条のほか、次の各号いずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失し、退会するものとする。

- (1) 第 7 条の支払義務を 1 年以上履行しないとき。
- (2) 総正会員が同意したとき。
- (3) 会員である法人又は団体が解散し、又は破産したとき。
- (4) 会員が、合併その他により経営権が他に移譲され、又は事業あるいは営業が売却され

事業の継続ができなくなったとき。

- 2 前項の規定により資格を喪失した会員は、本会对する権利を失い、義務を免れる。ただし、前第1号に該当する滞納した会費の納入並びにその他の未履行の義務は、これを免れることができない。
- 3 本会は、会員が資格を喪失した場合、既に納入した会費その他の供出金品は返還しない。

第4章 総会

(構成)

- 第11条 総会は、正会員をもって構成する。
- 2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

(権限)

- 第12条 総会は、次の事項について決議する。
- (1) 理事及び監事の選任又は解任
 - (2) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)並びにこれらの附属明細書
 - (3) 事業報告及び附属明細書
 - (4) 会員の経費負担の額(会費及び入会金)
 - (5) 理事及び監事の報酬等の額
 - (6) 定款の変更
 - (7) 会員の除名
 - (8) 解散及び残余財産の処分
 - (9) その他総会で決議するものとして法令またはこの定款で定められた事項
- 2 前項の規定にかかわらず、法令の定めるところにより、第14条第3項の書面に記載した総会の目的である事項以外の事項は、決議することができない。

(開催)

- 第13条 総会は、定時総会として毎事業年度終了後3ヶ月以内に1回開催するほか、必要がある場合に、臨時総会を開催する。

(招集)

- 第14条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。
- 2 総正会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する正会員は、理事長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求できる。
 - 3 総会を招集するときは、総会の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに通知しなければならない。ただし、総会に出席しない会員が書面によって議決権を行使することができるとするときは、開催日の2週間前までに通知しなければならない。
 - 4 前項ただし書に掲げる事項を定めた場合は、法令の定めるところにより、正会員に対し議決権の行使に係る書面及び書類を交付しなければならない。

(議長)

- 第15条 総会の議長は、理事長がこれにあたる。

(議決権)

- 第16条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第17条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議する場合、候補者ごとに前第1項の決議を行わなければならない。

4 正会員は、代理人により議決権を行使することができる。この場合においては、正会員又は代理人は、代理権を証明する書面を予め提出しなければならない。

5 理事会の決議によって、正会員が書面をもって総会の議決権を行使できるとしたときは、予め交付された議決権行使書面を所定の方法で提出しなければならない。

6 前第4項及び第5項により議決権を行使した場合、出席した正会員の議決権の数に算入する。

(議事録)

第18条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 議長(理事長)及び総会で指名された理事は、前項の議事録に署名し、又は記名押印しなければならない。

第5章 役員

(役員の設定)

第19条 本会に、次の役員(理事及び監事をいう。)を置く。

- (1) 理事 10人以上17人以内
- (2) 監事 2人以上3人以内

2 理事のうち、1人を理事長とし、法人法上の代表理事とする。

3 理事の中から、副理事長を2人以内、専務理事1人及び常務理事2人以内を選任することができることとし、これらの理事を法人法上の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第20条 理事及び監事は、総会の決議によって、定款第5条第3項に定める正会員の会員代表者の中から選任するものとし、再任を妨げない。選任にあたっては、理事会において別に定める役員候補者選出規則に基づいて、理事会が決定した議案として役員候補者を提案することができるものとする。

2 前項の決議をする場合には、法令及びこの定款で定めるところにより、役員が欠けた場合又は定款第19条第1項で定めた定員を欠くこととなるときに備えて補欠の役員を選任することができる。この場合、補欠の役員候補者については、前第1項と同じとする。

3 第1項の規定にかかわらず、正会員の会員代表者以外の者を本会の理事又は監事とする必要がある場合には、理事にあつては3人、監事にあつては2人を限度として総会の決議により選任することができる。選任にあたっては、理事会において別に定める役員候補者選出規則に基づいて、理事会が決定した議案として役員候補者を提案することができるものとする。

4 監事は、本会の理事若しくは使用人を兼ねることができない。

- 5 定款第 20 条第 1 項の定めるところにより、理事又は監事に選任された正会員の会員代表者は、所属する当該正会員がその資格を喪失したとき、役員 の地位を失う。
- 6 理事のうち、理事のいずれか 1 名とその配偶者又は 3 親等内の親族その他法令で定める特別の関係にある者の合計数は、理事総数の 3 分の 1 を超えてはならない。監事についても同様とする。
- 7 他の同一の団体の理事又は使用人である者、その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事 の合計数は、理事総数の 3 分の 1 を超えてはならない。監事についても同様とする。

(理事の職務及び権限)

第 2 1 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款並びに理事会において別に定める規則に基づいて、忠実にその職務を執行しなければならない。

- 2 理事会の決議によって、理事の中から理事長を選任し、その他の理事の中から、定款第 19 条第 3 項に定める副理事長及び専務理事並びに常務理事を選任することができる。
- 3 理事長は、法令及びこの定款の定めるところにより、本会を代表し、その業務を執行する。
- 4 副理事長は、理事会において別に定めるところにより、理事長を補佐するとともに、本会の業務を分担執行する。
- 5 専務理事及び常務理事は、理事会において別に定めるところにより、理事長及び副理事長を補佐するとともに、本会の業務を分担執行する。
- 6 前各項に該当する理事は、毎事業年度に 4 箇月を超える間隔で 2 回以上、自己の業務執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 2 2 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 3 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

(役員 の損害賠償の一部免除)

第 2 3 条 本会は、役員 の法人法第 111 条第 1 項の賠償責任について、法令の定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令で定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

(役員 の任期)

第 2 4 条 理事及び監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期満了の時までとする。
- 3 理事又は監事は、第 19 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有す。

(役員 の解任)

第 2 5 条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。ただし、監事の解任は、17 条第 2 項の規定によるものとする。

(報酬等)

第 2 6 条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事並びに正会員以外から選任された非常勤の理事及び監事に対しては、総会において別に定める報酬等の支給の基準に基づいて算定した額を報酬等として支給することができる。

第6章 理事会

(構成)

第27条 本会に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。
- 3 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(権限)

第28条 理事会は、法令及びこの定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 本会の業務執行の決定
 - (2) 理事の職務の執行の監督
 - (3) 総会の日時、場所及び目的である事項等の総会の招集に係る事項の決定
 - (4) 代表理事である理事長のほか、副理事長、専務理事及び常務理事の選任並びに解職
- 2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。
- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
 - (2) 多額の借財
 - (3) 重要な使用人の選任及び解任
 - (4) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止
 - (5) 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他本会の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制の整備
 - (6) 定款第23条の役員 of 損害賠償責任の一部免除

(招集)

第29条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、副理事長又は理事が理事会を招集する。
- 3 理事会は、3ヶ月に1回以上開催する。ただし、事情により毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上とすることができる。

(決議)

第30条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 理事会の決議は、代理人による議決権の行使及び書面による議決権の行使並びに持ち回りによって行うことはできない。
- 3 前第1項の規定にかかわらず、法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第31条 理事会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

- 2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に署名し、又は記名押印しなければならない。

第7章 財産及び会計

(事業年度)

第32条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第33条 本会の事業計画及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。ただし、当該事業計画及び収支予算書については、定時総会に報告するものとする。

(事業報告及び決算)

第34条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の決議を経て、定時総会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

(帳簿及び書類の備え置き及び保管)

第35条 本会は、次に掲げる書類を主たる事務所に備え置き、法令の定めるところにより保管しなければならない。

- (1) 定款
- (2) 会員名簿
- (3) 役員名簿
- (4) 第33条に掲げる事業計画及び収支予算書
- (5) 第34条1項各号に掲げる書類
- (6) 前号の監査報告書
- (7) 総会及び理事会の議事に関する議事録等の書類
- (8) その他法令で定める帳簿並びに書類

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第36条 この定款は、定款第17条第2項に定める総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第37条 本会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(剰余金)

第38条 本会は、剰余金の分配を行うことができない。

(残余財産の処分)

第39条 本会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

(公告)

第40条 本会の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第10章 部会・委員会・支部等

(部会・委員会の設置)

第41条 本会の事業を的確かつ効率的に運営するため、理事会の決議により部会及び委員会並びに専門委員会等を設置する。

2 部会、委員会及び専門委員会等の任務、構成並びに運営に関し必要な事項は、理事会において別に定める規則による。

(支部の設置)

第42条 本会事業の地域展開と普及並びに地区ごとの会員及び関連団体との連携・交流を促進するため、理事会の決議により支部を設置する。

2 支部の事業、組織及び運営に関し必要な事項は、理事会で別に定める規則による。

(顧問及び参与)

第43条 本会に、顧問3人以内及び参与2人以内を置くことができる。

2 顧問及び参与は、学識経験者又は本会に功労のあった者のうちから、理事会の決議により選任する。

3 顧問及び参与は、本会の運営に関して理事長の諮問に答えて意見を述べることができる。

4 顧問及び参与は無報酬とし、任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

第11章 事務局

(設置等)

第44条 本会の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置き、必要に応じて事務局次長を置くことができる。

3 事務局長及び事務局次長は、理事会の決議により任命する。

4 事務局職員の任免は、理事長、副理事長、専務理事及び事務局長の合議により決定する。

5 事務局の組織・運営及び人事・労務等に関する必要な事項は、理事会において別に定める経理及び庶務等に関する規則による。

第12章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第45条 本会は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

2 情報公開に関する必要な事項は、理事会において別に定める。

(個人情報の保護)

第46条 本会は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

- 2 個人情報保護に関する必要な事項は、理事会において別に定める。

附則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 社団法人日本非破壊検査工業会の会員である者は、第6条の規定にかかわらず、一般社団法人の登記の日に本会の会員になったものとみなす。
- 3 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般社団法人の設立の登記を行ったときは、第32条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 4 本会の最初の代表理事は松村康人とする。

以上は当会の現行定款である。

東京都千代田区内神田 2-8-1 富高ビル 3F

一般社団法人 日本非破壊検査工業会

理事長 松村 康人